

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年3月まで

私の父は、昭和50年4月頃、A市役所B支所において、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。また、保険料についても、自治会のC組合において、父が毎月納付してくれていたはずである。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっているので、よく調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃、その父がA市役所B支所において、国民年金の加入手続きを行い、保険料についても、自治会のC組合において、その父が毎月納付してくれていたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することができる期間である。

また、申立人の保険料納付を行ったとするその父は、オンライン記録によると、昭和35年10月に国民年金に加入し、保険料の徴収が開始された36年4月以降、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、54年1月から付加年金保険料も納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、その父は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和50年11月頃以降に、同年4月までの保険料を遡って納付している上、「申立人の20歳からの期間の保険料を全て遡って納付し

た。」と供述していることから、その父が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される50年11月時点で、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、13か月間と比較的短期間である当該期間の保険料を遡って納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで

私は、平成 20 年頃に「ねんきん特別便」が届き、申立期間が全額免除期間であることを知った。A 町（現在は、B 市）の町役場及び C 社会保険事務所（当時）に出向き、申立期間は保険料納付済期間である旨を伝えたが、申立期間が納付済期間に訂正されていない。申立期間の国民年金保険料は、母が、D 組合 E 支所の父の口座から口座振替で納付していたと思うので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、その母が納付していたと思うとすると、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 55 年 10 月頃に払い出されたと推認される上、A 町の国民年金被保険者名簿には、申立人の被保険者資格の届出年月日は同年同月 17 日と記載されていることから、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の母は、「私と息子の保険料は自分が一緒に納付していた。」と回答しており、A 町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直前の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、その母の同年 10 月から同年 12 月までの保険料と同日（昭和 55 年 12 月 22 日）に納付されているところ、その母の 56 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、同年 3 月 23 日に納付されている上、申立人の申立期間前後の保険料は納付済みであり、

9か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

平成 13 年 10 月から 15 年 11 月まで株式会社Aに勤務し、同年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが加入するB組合の申立人に係る適用台帳には、平成 15 年 4 月 30 日付けで2万円の賞与の支給が記載されているところ、C金庫D支店提出の申立人に係る要求払預金取引明細表兼残高一覧表には、同年 4 月 30 日に1万6,250円が入金された記録があり、この金額は2万円から社会保険料及び所得税を控除した金額と一致することから、申立人は、申立期間において当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表の検証において確認できる保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年3月の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年5月1日まで
年金記録を見て、株式会社Aで厚生年金保険の被保険者であった期間が平成5年3月31日までとなっていることに気がついたが、同社には同年4月30日まで勤務し、給与から保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年3月31日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人の株式会社Aにおける離職日は同年3月31日であることが確認できることから、申立人が同日まで同社に勤務していたことは認められるところ、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年3月31日）より後の同年4月30日付けで、遡って同年3月31日と記録されていることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る履歴事項全部証明書において、同社が平成14年12月*日に解散と記録されており、5年3月31日当時も法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同日に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、

申立人について、5年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aにおける勤務が認められる平成5年3月31日の翌日である同年4月1日まで被保険者資格を有していたものと認められる。

また、申立人の平成5年3月の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける同年2月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、同年4月30日まで株式会社Aに勤務したとしているところ、雇用保険の記録から、申立人の同社における離職日は同年3月31日であることが確認できる上、同社の元事業主は、申立期間当時の資料が無い場合、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除状況は不明である旨の回答をしていることから、当該期間の同社における申立人の勤務実態及び保険料の控除状況について確認できない。

一方、申立人提出のB銀行の預金通帳において、平成5年4月23日付けで株式会社Aの事業を引き継いだ株式会社Cから申立人に9万8,230円の給与が振り込まれていることが確認できることから、申立人は、当該期間において、株式会社Cに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Cの事業主は、申立期間当時の資料が無く、申立人の厚生年金保険料の控除状況について不明である旨の回答をしている。

また、申立人と同様に、平成5年3月31日に株式会社Aで厚生年金保険の資格を喪失し同年5月1日に株式会社Cで資格を取得している同僚の一人は、同年4月から株式会社Cでの勤務が始まったと記憶しているが、自分の給与から同年4月に係る保険料が事業主により控除されたか否かは分からない旨の供述をしているほか、申立人の給与から同年4月に係る保険料が事業主により控除されたことが分かる関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の平成5年4月に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで

A株式会社に入社し、同社C所での3か月間の新入社員実習を終えて同社D所に配属されたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者となっていない。

A株式会社C所と同社D所の勤務は継続しており、当時の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びB株式会社から提出された在籍証明書により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和43年7月1日に同社C所から同社D所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C所における昭和43年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期

間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和40年9月にA株式会社からC株式会社に異動したが、異動時期の同年9月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。DからEへ異動になったが、引き続きFの仕事をやっており、継続して勤務しているのに空白期間があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの顧問は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していたのは、間違いない。自分と入社年度も近いので申立人のことはよく知っている。50年もたっているのに、資料は無いが保険料も控除されていたと思う。」と供述していることから、申立人は、A株式会社及びその関連会社であるC株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA株式会社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、

申立人と同時期にA株式会社からC株式会社に異動した同僚数 10 人に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 22 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における同年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年 2 月から同年 4 月までは標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人の A 株式会社における標準報酬月額に係る記録について、同年 7 月及び同年 8 月を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 10 月 15 日から 22 年 9 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額が事実と異なるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、

その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 21 年 10 月 15 日から 22 年 7 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、特例法を、同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 22 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給料明細書から、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額について、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 22 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書で確認できる保険料控除額から、同年 2 月から同年 6 月までを 20 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所の担当者によると、申立人に係る資格取得届を行った以降、毎年の定時決定以外は申立人に係る標準報酬月額の随時改定を行っていないとしている上、年金事務所が保管している申立人に係る平成 22 年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、従前の標準報酬月額として、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、事業主は、給料明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間のうち、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、15 万円と記録されている。しかしながら、申立人から提出された当該期間に係る給料明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年 2 月から同年 4 月までは標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 株式会社における標準報酬月額について、平成 22 年 7 月及び同年 8 月を 28 万円に訂正することが必要である。

4 申立期間のうち、平成 21 年 10 月 15 日から 22 年 2 月 1 日までについては、21 年 10 月及び同年 11 月の賃金台帳及び同年 12 月及び 22 年 1 月の給料明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認でき、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月21日から同年12月1日まで
年金事務所の記録によると、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A株式会社C工場から同社D工場に異動し継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和36年12月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和36年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和37年5月1日、資格喪失日は同年5月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月29日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける上記の資格取得日に係る記録を同年4月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月29日から同年5月20日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和37年4月29日から同年5月20日までの加入記録が無かった。同社には、継続して勤務しており、厚生年金保険の未加入期間があるのは納得できない。調査をして申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年5月1日から同年5月20日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が当該期間において株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同

姓同名、かつ、同一生年月日の者が昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 5 月 20 日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

さらに、上記の者の厚生年金保険の記号番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の申立人の株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿の記録から、1 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が当該期間において株式会社 A に継続して勤務し（同年 4 月 29 日に同社 C 支店から本店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A における昭和 37 年 5 月の事業所別被保険者名簿の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和37年5月1日、資格喪失日は同年5月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月29日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける上記の資格取得日に係る記録を同年4月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月29日から同年5月20日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社には申立期間においても、継続して勤務していたので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年5月1日から同年5月20日までの期間について、雇用保険の記録及び申立人提出の人事履歴カードから、申立人が当該期間において株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ、同一生年月日の者が昭和37年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月20日に同資格を喪失した基礎年金番

号に未統合の記録が確認できる。

さらに、上記の者の厚生年金保険の記号番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の申立人の株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録及び申立人提出の人事履歴カードから判断すると、申立人は、当該期間において株式会社 A に継続して勤務し（同年 4 月 29 日に同社 C 支店から本店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A における昭和 37 年 5 月の事業所別被保険者名簿の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成2年10月から同年12月までを36万円に、3年1月から同年3月までを30万円に、同年4月から同年7月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月1日から同年11月1日まで
② 平成元年12月1日から2年1月1日まで
③ 平成2年10月1日から3年8月1日まで

私が株式会社Aに勤務していた期間の厚生年金保険の記録で、少なくとも、平成元年10月及び同年12月並びに2年10月から3年7月までの標準報酬月額は低くなっている。

当時の給与明細書を提出するので、調査の上、控除された厚生年金保険料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間③のうち平成2年10月から同年12月までについては、申立

人の平成3年度税額通知書に記載されている給与総額及び社会保険料控除額並びにB株式会社が保管していた申立期間当時の労使協定書により試算される給与額から、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成3年度税額通知書で推認できる報酬月額及び保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成3年1月から同年3月までについては、申立人が保管する株式会社Aの給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（30万円）より高い標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額に基づき30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間③のうち、平成3年4月から同年6月までについては、申立人が保管する株式会社Aの給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間③のうち、平成3年7月については、申立人が保管する株式会社Aの給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（38万円）より低い標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、株式会社Aの親会社であるB株式会社は「納付したと思うが、株式会社Aは子会社であり20年以上も前のことなので資料が残ってい

ない。」と回答している上、株式会社Aは平成13年10月1日に適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①及び②については、申立人が保管する株式会社Aの給与明細書により、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成元年10月については32万円、同年12月については30万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（26万円）より高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年12月までの期間並びに7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から同年12月まで
② 平成7年4月及び同年5月

申立期間①の国民年金保険料は、平成7年1月25日に銀行から15万円を引き出し、保険料納付の案内に基づき、同年2月初旬にA市役所（現在は、B市C区役所）で納付したと思う。

また、申立期間②の国民年金保険料は、平成8年2月1日付け「国民年金保険料集合徴収（年金相談）のご案内」が送付されたので、同年2月3日に銀行から10万円を引き出し、同年2月7日から同年2月9日までの間に、A市役所で納付したと思うので、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を平成7年2月初旬にA市役所で納付し、申立期間②の保険料を8年2月7日から同年2月9日までの間に同市役所で納付したと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から6年10月頃に払い出されたものと推認され、申立期間①及び②の保険料を現年度納付又は過年度納付することは可能であるが、申立人の保険料納付に関する記憶は定かではなく、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる資料等も見当たらないことから、当時の納付状況は不明である。

なお、申立人は、当初、申立期間①及び②の国民年金保険料を平成7年8月頃にA市役所でまとめて納付したとしていたが、その後、8年7月頃に同市役所でまとめて納付したと変更し、さらに、現在の主張へと変更し

ており、保険料納付に関する記憶が定かではない。

また、申立期間①について、申立人は、平成7年2月初旬にA市役所で保険料を納付したと主張しているが、平成6年度の申立人の保険料納付状況を記載したA市（現在は、B市）の国民年金保険料検認全リスト（平成7年5月1日現在）には、申立期間①の保険料納付記録は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる資料等は見当たらなかった。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成8年2月9日までにA市役所で保険料を納付したと主張しているが、申立人から提出された同市役所の同年3月14日時点における保険料納付状況を記載した「国民年金保険料未納のお知らせ」によると、申立期間②を含む7年4月から同年6月までの保険料が未納と記載されているほか、保険料を納付したことをうかがわせる資料等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から49年12月まで

私は15歳の時にA職を目指し、Bに住み込みで就職した。20歳を迎えた頃にBのオーナーから、将来のことを考え国民年金に加入しておいた方が良いと言われたため、C市役所D出張所で国民年金に加入した。保険料は少ない給料であったが、近くのE郵便局(当時)で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を迎えた頃に、自身でC市役所D出張所において国民年金に加入し、国民年金保険料は近くのE郵便局で納付したとしている。しかしながら、国民年金の加入手続及び保険料納付を行った申立人の記憶は明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年9月頃に払い出されたと推認される上、C市の国民年金被保険者名簿には、「昭和52年9月8日資格取得届出」と記載されていることから、その時点では、申立期間は時効により遡って保険料を納付することができない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年9月までの期間及び同年12月から5年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から同年9月まで
② 平成2年12月から5年9月まで

結婚（平成8年8月）する前の寒い時期だったと思うが、A村役場で国民年金の加入手続をした。会社を退職後、親に勧められて加入したが、手続をしたのは母か私かは定かではない。その時、役場の職員に遡って納付できることを教えられ、親からお金をもらい、金額は覚えていないが、遡って一括納付した。申立期間①及び②の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に親に勧められて国民年金に加入し、その時、A村役場の職員に保険料を遡って納付できることを教えられ、これまでの未納分を全て納付したとしているが、申立人は、納付期間及び納付金額など保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②のうち、2年12月から5年8月までの期間は時効により遡って保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、「保険料を納付するのに2年の時効があることを知らず、遡って、今までの未納分を全て納付したと思っていた。」と供述しているところ、オンライン記録から、申立人の納付書が発行されたと推認

される平成7年11月に、当該時点で納付することが可能な5年10月以降の保険料を納付していることが確認でき、このことと申立期間の保険料納付とを混同している可能性も否定できない。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②の平成2年、3年及び4年の照合欄に未納を表す「未」の字、5年の同欄に6か月の納付を表わす「6納」の記載があることが確認できる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年1月まで

申立期間について、私は、平成12年3月に会社を退職してA市役所（現在は、B市C区役所）で国民年金の再加入手続を行い保険料を納付した。同年4月から14年3月まで2年間D国に留学し、D国と日本を数か月ごとに行き来をしていた。申立期間中の住所を海外に移動したかについては、覚えていない。しかしながら、納付した保険料の金額は覚えていないものの、D国から帰国後に保険料をまとめて納付した記憶がある。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成12年3月頃にA市役所で国民年金の再加入手続を行った後、同年4月から14年3月までD国に留学して、帰国後にまとまった金額の保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は、納付した保険料額、納付した期間及び納付した回数等の記憶は無いとしており、納付状況が不明である。

また、申立人は、海外留学中の住所の移動について覚えていないとしているところ、平成13年2月1日から居住しているA市（現在は、B市）の住民票によると、前住所地はD国と記載されていること、申立人のオンラインの記録では12年4月14日の第1号被保険者の資格喪失理由が「外国への転出」と記録されていることから、申立期間の住所はD国にあったと推認され、申立期間は国民年金の任意加入手続が必要であるが、申立人は、任意加入手続を行った明確な記憶は無いとしている上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」にも任意加入の形跡は見当たらず

ない。

さらに、申立人は、平成 15 年 1 月 27 日及び同年 2 月 5 日に 13 年 2 月から 14 年 3 月までの申請免除期間の保険料（18 万 6,200 円）を追納し、同じく 15 年 1 月 27 日に 14 年 4 月から同年 9 月までの保険料（7 万 9,800 円）を現年度納付しており、これらの保険料納付と申立期間の保険料の納付を混同している可能性も否定できない。

このほか、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていることから、記録管理に不備があったとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 53 年 1 月までの期間及び同年 3 月から 58 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から 53 年 1 月まで
② 昭和 53 年 3 月から 58 年 5 月まで

昭和 51 年の初め頃に自分自身で国民年金の加入手続を行い、その後は、地元の自治会を通じて役場に国民年金保険料を納付していたはずである。しかし、年金記録では申立期間の納付記録が無いので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年の初め頃に国民年金加入手続後、地元の自治会を通じて国民年金保険料を納付していた。保険料は、母又は自分が納付したが、詳しいことは覚えていない。」としている。

しかしながら、申立人は、国民年金への加入手続、申立期間①及び②の保険料額及び納付書の送付状況等について具体的に記憶しておらず、当該期間と一緒に生活したとする申立人の母は既に他界していることに加え、A町は、「当時、地区ごとに年金委員が集金し、福祉課に納めていたらしいが、年金委員や自治会役員等の氏名や保険料の徴収方法等について不明。」と回答していることから、これらの状況について不明である。

また、申立人は、「妻が昭和 60 年 8 月に B を退職した後、年金手続のために役場を訪れた際、担当者から私の年金記録に未納期間がある点を指摘され、納付するかどうかを尋ねられたが、その時には納付しなかった。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から、昭和 60 年 9 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付

することができない期間である。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和 60 年 9 月頃、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻の番号と連番で払い出されており、共に同年 9 月から 61 年 3 月まで保険料を納付していることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがわれない。

さらに、申立期間①及び②を合計すると 88 か月間と長期間である上、国民年金被保険者名簿及び A 町が記録した国民年金保険料納付状況調べによれば、申立人は、昭和 60 年 8 月以前の期間において、国民年金保険料を納付した記録が確認できない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年9月まで
② 昭和62年4月から同年9月まで

私は、昭和59年度、62年度、平成3年度から5年度までの期間及び10年度の国民年金保険料の申請免除手続きを行い、3年度から5年度までの期間及び10年度については、後日、保険料を納付したが、申立期間①及び②は未納期間となっている。

申立期間①及び②を保険料免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A市役所において、国民年金保険料の申請免除手続きをしたので、申立期間①及び②は保険料免除期間であると申述している。しかしながら、同市の国民年金被保険者名簿には、「59. 6. 15 申免 勸奨済」と記載されていることから、申立期間①については、その記載された日付の頃に、保険料の申請免除手続きを行ったことはいかがえるものの、申立人は、同市役所の窓口で「許可されるかどうか分からないと言われたかもしれない。」と回答している上、申立期間①及び②については、免除の承認に関する通知を受け取った記憶について不明であると回答していることから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、平成3年度から5年度までの期間及び10年度の保険料も申請免除手続きを行い、これらの年度については、後日、保険料を納付したとするところ、オンライン記録では、追納された記録となっているが、

昭和 59 年度及び 62 年度については、申立人提出の領収証書及びオンライン記録によると、申立期間①直後の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の保険料を 61 年 11 月 20 日に過年度納付し、申立期間②直後の 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間の保険料を平成 2 年 1 月 31 日に過年度納付（申立期間②直前の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間は平成元年 1 月 31 日に過年度納付）していることから、59 年度及び 62 年度は、当初、未納期間であったところ、上記のとおり時効にかからない下半期分の 6 か月をそれぞれ過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 9 月 30 日まで A 株式会社の B 事業所・工場において、パート・アルバイト従業員として勤務していたが、この期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立人の同社に係る雇用保険の記録は見当たらない上、同社は、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入及び保険料の控除については不明と回答しているほか、申立期間当時、同社に係る厚生年金保険の被保険者であった者、11 人に照会を行い二人から回答を得たが、共に申立人を記憶していないと供述していることから、申立人の申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、C 連合会は、A 株式会社が加入している厚生年金基金において、申立人の申立期間に係る加入記録は無いと回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 41 年 10 月から 42 年 9 月まで
③ 昭和 43 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 44 年 10 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 45 年 10 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 48 年 10 月から 49 年 9 月まで
⑧ 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで
⑨ 昭和 50 年 10 月から同年 12 月まで
⑩ 昭和 51 年 10 月から 52 年 9 月まで
⑪ 昭和 53 年 10 月から同年 12 月まで
⑫ 昭和 56 年 10 月から同年 12 月まで
⑬ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
⑭ 昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月まで
⑮ 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで
⑯ 昭和 61 年 10 月から 63 年 9 月まで
⑰ 昭和 63 年 10 月から平成元年 11 月まで
⑱ 平成元年 12 月から 2 年 9 月まで
⑲ 平成 2 年 10 月から 3 年 1 月まで
⑳ 平成 3 年 10 月から 5 年 9 月まで

私の厚生年金保険被保険者記録によると、A株式会社B本部に勤務していた申立期間①から⑰まで及び株式会社C事業部に勤務していた申立期間⑱から⑳までにおいて、標準報酬月額の記録が誤っているので、

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、報酬月額（給与支給額）は上がったのに標準報酬月額が上がっていない、あるいは下がっているのはおかしいと主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間⑱から㉑までのうち、D株式会社（申立期間当時におけるA株式会社B本部及び株式会社C事業部の承継会社）の代理人であるE株式会社が提出した申立人に係る給与台帳において確認できる、平成2年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、及び4年3月から5年9月までの期間については、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、それぞれオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、E株式会社は、上記期間以外の給与台帳等は保管していないと回答しており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

このほか、申立期間のうち、申立期間①から⑰まで、申立期間⑱のうち平成元年12月から2年3月まで及び同年7月、申立期間⑲のうち3年1月、及び申立期間㉑のうち3年10月から4年2月までについては、報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料額が確認できる給与台帳、給与明細書等の資料は見当たらない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、報酬月額が上がった月から標準報酬月額も上がっていたはずだと主張しているが、厚生年金保険制度における標準報酬月額の随時改定については、固定的賃金（基本給等）の変動により報酬月額が変動した場合に、変動した月以降の3か月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来の標準報酬月額の等級と比較して2等級以上変動したときに行うとされており、報酬月額が上昇した場合でも、必ずしも直ちに標準報酬月額に反映されることにはならない。

また、申立人は、昇給したのに標準報酬月額が下がるのはおかしいと主張しているが、申立期間当時の標準報酬月額は、各年の5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額（時間外手当等の非固定的賃金を含む。）を3で除した額を被保険者の報酬月額の等級区分に当てはめて

決定（以下「定時決定」という。）され、その年の 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで適用されることとなっていたところ、当該 3 か月間に支払われた非固定的賃金の変動によっては、定時決定後の標準報酬月額が定時決定前より下がることも想定される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
日本年金機構で年金の記録を確認したところ、A株式会社における厚生年金保険の資格取得日が昭和 39 年 11 月 10 日となっていた。
実際には、前の会社を昭和 39 年 7 月 31 日に退職し、A株式会社には同年 8 月 1 日から勤務しており、厚生年金保険の資格取得日が約 3 か月後になっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は、昭和 39 年 9 月 2 日資格取得と記録されており、申立人は申立期間の一部について、同社に勤務していたことは確認できるものの、申立人を記憶している同僚は無く、具体的な勤務期間については特定することができない。

また、当該事業所は昭和 62 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主、社会保険担当者及び給与担当者は既に死亡しており、保険料控除等申立人の当時の状況を確認することができないところ、申立期間当時も勤務していた会社設立時の事業主によると、「人の出入りの激しい会社だったので、勤務が続くかなどの従業員の状況をみて厚生年金保険に加入させたことも考えられるが、社会保険関係は別の者が担当していたので、はっきりは分からない。」と供述している。

さらに、雇用保険の加入記録が確認できた同僚 9 人の厚生年金保険の記録を調べたところ、同僚 5 人が雇用保険の資格取得時期の 1 か月から 5 か月後に厚生年金保険の資格を取得しており、申立人が同期入社であり、同

様の業務に従事していたとして名前を挙げた同僚も、申立人と同様に厚生年金保険の資格を取得していることから、当時、A株式会社では、全ての従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと推認される。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 39 年 11 月 10 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
平成 21 年 5 月末日まで有限会社Aに勤務していたはずなのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職時に、有限会社Aの社長に5月末日で退職する旨を伝えた。」と供述しているところ、事業主が申立人に交付した退職証明書には「平成21年5月31日に退職した。」旨の記載が確認できることから、申立期間において申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主がB社会保険事務所（当時）に提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届備考欄には、「5/30 退職」と手書きされ、資格喪失年月日の欄に「21年5月31日」と記載されていることが確認できる。

また、C市が保管する申立人の平成22年度（21年分）市民税・県民税非課税証明書に記載されている社会保険料控除額（61,674円）から算出された厚生年金保険料額の中には、申立期間の保険料が含まれていなかったことが推認される。

さらに、元事業主は、「当時の資料が現存しないため、保険料控除については不明。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。